

在職者の皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～働きながらスキルアップ～

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練



スキルアップ
正社員転換
資格取得 など

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、スキルアップを目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です
- **収入が一定以下の場合、働きながら給付金を受給して訓練を受講**できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）
- **雇用保険に加入していない方**が対象となります

■ 主な対象者の方は？

- ✓ **訓練を受けて正社員転換や資格取得を目指す方**
- ✓ **訓練を受けて今の仕事に役立つスキルを身に付けようとする方**
- ✓ **働きながら訓練を受けて転職を目指す方 など**



訓練でパソコンや会計事務を学んで飲食店のマネージャーになりたい

訓練でマーケティングなどを学んでホテルの営業部門の正社員として働きたい

休業中に訓練を受けて仕事に役立つ資格を取得したい

訓練でデザインを学んで店舗で使うチラシやポップを作れるようになりたい



転職せずに働きながらスキルアップを目指す方が訓練を受講できるようになりました【令和5年3月末までの特例】

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和5年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和5年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます

! **働きながら受講しやすい夜間・土日のコースや
託児付きのコースも設けています**

コース検索はこちら



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



休業中の皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～働きながらスキルアップ～

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

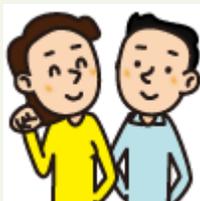
スキルアップ
正社員転換
資格取得 など

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、スキルアップを目指す方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です
- **収入が一定以下の場合、働きながら給付金を受給して訓練を受講**できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練を受講**できます（テキスト代などは自己負担）
- **雇用保険に加入していない方**が対象となります

■ 主な対象者の方は？

- ☑ **訓練を受けて正社員転換や資格取得を目指す方**
- ☑ **訓練を受けて今の仕事に役立つスキルを身に付けようとする方**
- ☑ **働きながら訓練を受けて転職を目指す方 など**



訓練でパソコンや会計事務を学んで飲食店のマネージャーになりたい

訓練でマーケティングなどを学んでホテルの営業部門の正社員として働きたい

休業中に訓練を受けて仕事に役立つ資格を取得したい

訓練でデザインを学んで店舗で使うチラシやポップを作れるようになりたい



転職せずに働きながらスキルアップを目指す方が訓練を受講できるようになりました【令和5年3月末までの特例】

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- 本人収入が月8万円以下 **[シフト制で働く方などは月12万円以下]** (*)
- **世帯全体の収入が月40万円以下** (*)
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- **訓練の8割以上に出席する** (*)
(病気や仕事など以外の理由で訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

* 令和5年3月末までの特例

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (令和5年3月末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます

! **働きながら受講しやすい夜間・土日のコースや
託児付きのコースも設けています**

コース検索はこちら



求職者支援制度の申し込みは、
ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄する
ハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]

